

# 真鶴町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 神奈川県足柄下郡真鶴町

事 業 名 : 真鶴町下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成18年度 (供用開始後9年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	地方公営企業法非適用
処理区域内人口密度	56.8	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	真鶴処理区(1処理区)		
処理場数	隣町処理施設で汚水処理を委託しているため処理場はない。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化ではないが、隣町との「下水の処理に関する事務の事務委託に関する協定書」に基づき汚水処理を実施		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	計画期間内の汚水処理経費見込額を有収水量の見込額より算出 平成18年度の供用開始時から消費税率の改正に伴う増額以外改定はしていない。 使用料の体系は、従量使用料体系を取っております。ただし、基本使用料的扱いとして10m <sup>3</sup> までの使用者については定額料金を負担していただいている。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし				
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,250 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,512 円
	平成26年度	3,341 円		平成26年度	3,660 円
	平成27年度	3,341 円		平成27年度	3,677 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	平成27年度～ まちづくり課下水道係（事務系） 3名 施設整備係（技術系） 2名
事業運営組織	水道事業と合同で、技術業務については町の技術関連業務を柔軟な対応ができるように集約した組織とし、料金徴収部門の委託、施設維持管理業務の民間委託等により組織のスリム化、経費の節減を図っている。

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	平成18年度供用開始という非常に後発の団体となっており、管渠の敷設等の施設整備についても遅れている状況であるため、民間委託、指定管理者制度等の活用の段階に至っていない。 先述のとおり当町の下水道事業については、隣町の処理施設において処理を委託している広域処理方式を採用しているため、町内にある下水道施設は汚水を隣町の処理施設まで送るための中継ポンプ場と管渠のみであり、現在、中継ポンプ場の維持管理のみ民間事業所に委託をしている。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本町の下水道施設(資産)は、ポンプ場及び管渠のみであるため活用が見いだせない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	同上

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

なし
----

# 経営比較分析表

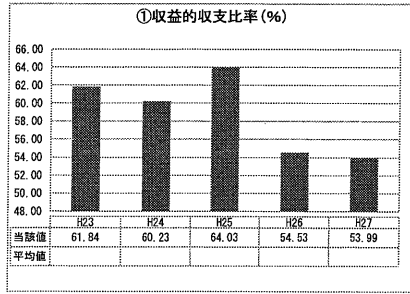
神奈川県 真鶴町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cb3	
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	17.07	100.00	3,341

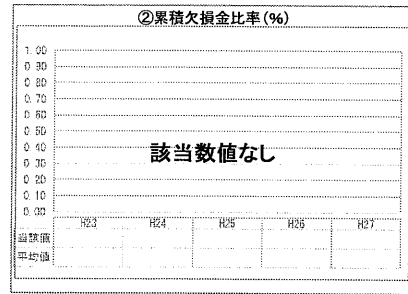
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
7,708	7.04	1,094.89
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,306	0.23	5,678.26

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
□	平成27年度全国平均

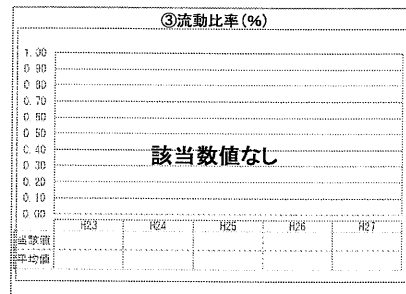
## 1. 経営の健全性・効率性



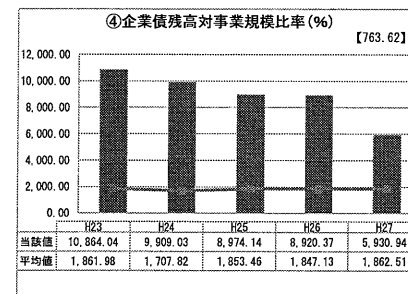
「単年度の収支」



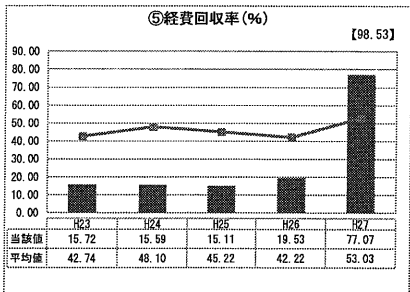
「累積欠損」



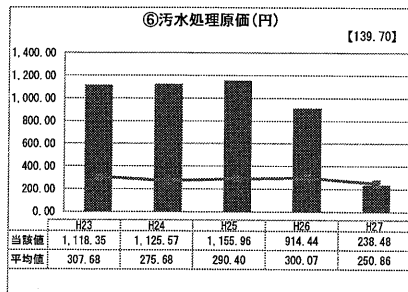
「支払能力」



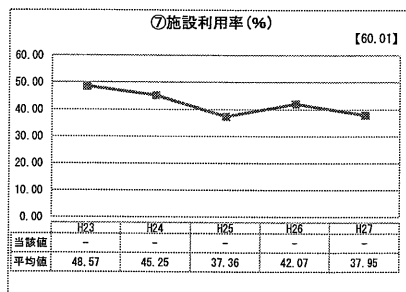
「債務残高」



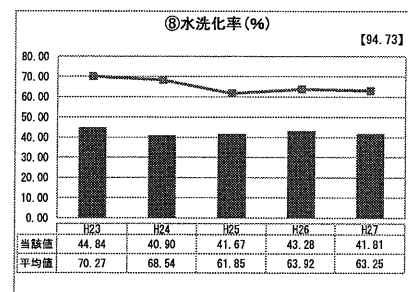
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

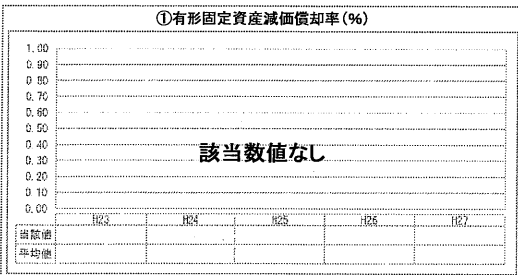


「施設の効率性」

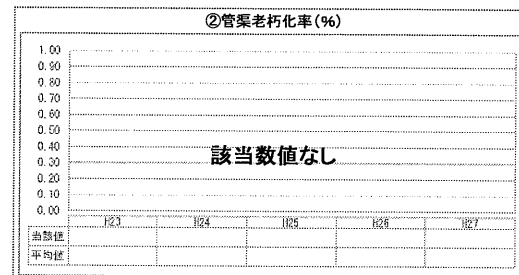


「使用料対象の捕捉」

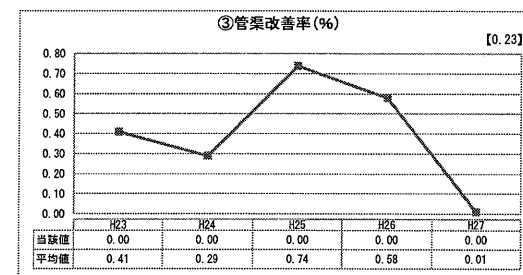
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

当町の下水道事業は平成18年度からの供用開始のため他の団体に比べ年数経過しておらず、整備普及もこれから更に進めていく状況であります。当町の下水道整備区域面積は他団体より狭いものの、地形的に高低差が多く、狭隘な道路などにより大規模な工事が実施できず、進捗度合いも緩やかなものとなっております。今後も未普及地域を解消すべく整備を行い接続可能な家屋を増加させ、併せて未接続の世帯に対して臨戸訪問による勧奨やHPなどによる周知をし普及に努めていきます。併せて、接続に結びつくような施策についても検討していきます。

### 2. 老朽化の状況について

当町の主な施設は中継ポンプ場と管渠で、管渠については平成5年から、中継ポンプ場は平成14年からの事業終了であるため、耐用年数を経過しているものはなく、現時点においては老朽化等による修繕や改修の事象はありません。今後は効率的な事業運営を図るために、ストックマネジメント計画を策定し、機器・管渠等の長寿命化と効率的な更新が図られるよう対応していきます。

### 全体総括

当町の下水道事業は、供用を開始してまだ年数も浅いことから、水洗化率や、企業債残高対事業規模比率等は類似団体平均値に大きくかけ離れていますが、今後も面整備を進め水洗化の推進を図ります。また、未接続となっている家庭に対しても臨戸訪問やHPによる周知をするなどの普及活動を行い水洗化率向上を図ってまいります。なお、使用料の見直しについては上水道料金と併せ、おむね3年毎に審議会により近隣自治体の体系等を参考に検討を図っております。施設の老朽化に対しては事業計画の策定に併せてストックマネジメント計画についても策定して効率的な運営が図られるよう努めてまいります。今回、企業債残高対事業規模比率・経費回収率・汚水処理原価の数値が前年と比べ大きく変動したのには、繰上基準の扱いを変更したことによるものとあります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 経営の基本方針

本町の下水道は、神奈川県が未着手都市に対する技術支援の一環として実施した調査結果から、湯河原町の下水終末処理場で処理する「広域処理方式」が最適であるとの結論が出されたことに基づき平成2年度から事業着手し、当初は、用途指定地域を中心とした市街地について公共下水道を整備することとし、計画期間を平成2年度から22年度の20年間とし、計画面積を175haとした全体計画を策定した。その後平成22年度に社会・経済状況の変化に即応した見直しを行い、下水道計画区域は125haとなっている。現事業計画区域は、この内最も市街化が進んでいる28haとなっている。

整備方法は、地形的な要因から予定処理区域の大部分の汚水を低地に集約させ、ポンプ施設により湯河原町へと圧送する計画で管渠の整備をすることとなっている。ポンプ施設については、設置場所の選定や工事内容で周辺住民との調整に時間を要したが、平成12年度に用地の取得、平成13年度に調査設計、平成14年度より建設工事に着手し、平成18年度に完成し、平成19年3月28日より供用開始した。平成27年度末の整備面積は22.84haで、下水道人口普及率は17.1%と県下では低水準となっている。

将来の見直しについては、町全体の状況と同じく整備済みの区域についても人口が減少し、有収水量も増加しておらず財政面における増収は厳しい状況にあり、将来においてもその傾向はより進行していくものと想定されるが、今後も整備区域を拡大し下水道整備を進め接続可能世帯を増加させ財源の確保に努めていき、効率的な事業運営を図っていくものとする。

このような状況下、基本方針を下記に示す

- ① 平成26年1月に国土交通省、農林水産省、環境省3省統一の「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」により、下水道未整備地域を今後10年間で概成することが求められており、本町の現時点での状況は未整備区域（面積）整備概成させることは現実性に欠けるものであるため、現在策定中のアクションプランにおいて今後10年間で整備可能な量を設定し、事業を実施する優先度を定め、また、低コスト技術の導入効果を検討し、未普及地域の早期解消に向けたスケジュールを設定する。
- ② 下水道事業に対する理解を深めるため、町広報やホームページを利用した周知に努める。また、下水道への接続は良好な水環境の保全に寄与し、併せて施設の有効利用や収入増加による一般会計からの繰り入れを抑えることにつながるため、未接続世帯に対して戸別訪問をし受益者負担金減免制度や融資あっせん制度を有効活用するよう周知し早期接続に結びつける。
- ③ 安全で安心な暮らしを実現するために、ストックマネジメントの導入、耐震化に向けた施設のデータ整理及び施設整備、また、災害時において、早期対応ができるよう危機管理体制を確立するため、網羅版業務継続計画（BCP）を策定する。
- ④ 安定した経営基盤の確立のために「事業管理計画」を早期に策定し、今後、この計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら、計画期間中に見直しを実施する。見直しに当たっては、計画と実績との分析をするとともに、PDCAサイクルを活用する。
- ⑤ 下水道使用料の収納率については、現在も訪問徴収等を実施しているが、更なる収納率向上を目指す。今後は水道事業とも併せ新たな収納方法の導入も検討する。
- ⑥ 一般会計繰入金については、現在も基準外繰入をしなければ運営ができない状況であり、今後も増加する起債償還額に対しては、資本費平準化債を充て平準化を図り、今後においては使用料改定も検討し、経費の削減も徹底し、計画的な修繕・維持管理を行い少しでも一般会計に頼らない運営を目指す。
- ⑦ 下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされており、企業経営に伴う収入で運営する独立採算を基本としている。また、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進することも求められている。なお、事業の経営状況の把握及び町民への説明責任が明確になるものであるため、早期に地方公営企業法の適用に向けて検討する。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

当町は現在も未普及地域への整備事業を継続しており、アクションプランに基づく今後10年間の管渠布設による投資額は、約1,200百万円となっている。

また、「広域処理方式」による湯河原町の施設整備費の応分の負担をしている。現在は「長寿命化計画」に則った浄水センター焼却施設等の更新工事を実施しており、平成30年度をもって終了する。

その間の負担金は約237百万円となっており、その後は、次期更新に対する実施設計等の事業予定となっている。

(単位:千円,%)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分													
収益的収入	1 総 収 益 (A)	61,935	63,761	69,380	67,788	67,551	67,414	67,037	66,541	66,080	65,642	65,089	62,570
	(1) 営 業 収 益 (B)	19,956	20,874	21,271	20,650	20,885	21,120	23,020	24,676	26,454	28,232	30,009	29,912
	ア 料 金 収 入	12,690	13,508	13,941	13,384	13,619	13,854	15,632	17,410	19,188	20,966	22,744	24,522
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	7,266	7,366	7,330	7,266	7,266	7,266	7,388	7,266	7,266	7,266	7,265	5,390
	(2) 営 業 外 収 益	41,705	40,058	48,108	47,137	46,665	46,293	44,016	41,864	39,625	37,409	35,079	32,657
	ア 他 会 計 繰 入 金	274	2,829	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	イ そ の 他	41,705	40,058	48,108	47,137	46,665	46,293	44,016	41,864	39,625	37,409	35,079	32,657
	2 総 費 用 (D)	56,841	58,520	63,987	62,238	61,839	61,535	60,986	60,313	59,669	59,042	58,295	57,593
	(1) 営 業 費 用	28,643	30,299	35,354	35,354	35,820	35,820	35,820	35,820	35,820	35,820	35,820	35,820
ア 職 員 給 与 費	16,162	18,328	20,614	20,614	21,080	21,080	21,080	21,080	21,080	21,080	21,080	21,080	
イ そ の 他	3,082	2,574	2,665	2,665	3,131	3,131	3,131	3,131	3,131	3,131	3,131	3,131	
(2) 営 業 外 費 用	28,198	28,221	28,633	26,884	26,019	25,715	25,166	24,493	23,849	23,222	22,475	21,773	
ア 支 払 利 息	28,198	28,221	28,633	26,884	26,019	25,715	25,166	24,493	23,849	23,222	22,475	21,773	
イ そ の 他	42	9	274	274	274	274	274	274	274	274	274	274	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	5,094	5,241	5,393	5,550	5,712	5,879	6,051	6,228	6,411	6,600	6,794	4,977	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	181,194	180,566	191,739	167,798	205,033	240,196	246,322	266,254	285,744	283,359	281,562	279,127
	(1) 地 方 債 償 還 金	117,700	121,600	135,800	106,600	138,900	109,500	110,100	123,000	134,800	125,700	117,500	117,500
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金	17,900	18,400	18,600	18,400	18,400	18,400	18,400	18,400	18,400	18,400	18,400	18,400
	(2) 他 会 計 補 助 金	51,644	48,096	43,939	47,698	51,633	54,696	60,222	67,254	74,944	81,659	88,062	85,627
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	11,350	10,670	11,000	12,500	13,500	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000
	(6) 工 事 負 担 金	500	200	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	184,928	188,518	199,524	173,349	210,746	246,076	252,374	272,483	292,156	289,960	288,357	284,105
(1) 建 設 改 良 費	126,455	125,321	133,843	106,392	139,523	171,014	170,816	183,756	193,588	184,489	176,300	176,300	
イ ち 職 員 給 与 費	15,732	10,660	9,467	9,467	14,201	14,201	14,201	14,201	14,201	14,201	14,201	14,201	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	56,748	59,572	62,366	66,033	70,299	74,138	80,634	87,803	97,644	104,547	111,133	106,881	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	1,104	2,464	2,392	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
(5) そ の 他	621	1,161	923	923	923	923	923	923	923	923	923	923	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 3,734	△ 7,952	△ 7,785	△ 5,551	△ 5,713	△ 5,880	△ 6,052	△ 6,229	△ 6,412	△ 6,601	△ 6,795	△ 4,978	

様式第2号(法非適用企業)

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円,%)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	1,360	△ 2,711	△ 2,392	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	1,104	5,103	2,392	1	1	1	1	1	1	1	1	1
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,464	2,392										
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	2,464	2,392										
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(O)} \times 100$ )												
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	54.5	54.0	54.9	52.8	51.1	49.7	47.3	44.9	42.0	40.1	38.4	38.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)												
営業収益一受託工事収益 (B)-(C) (S)	19,956	20,874	21,271	20,650	20,885	21,120	23,020	24,676	26,454	28,232	30,009	29,912
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 償 還 金 残 高 (X)	1,334,424	1,396,452	1,472,087	1,510,354	1,578,955	1,614,317	1,643,784	1,678,981	1,716,137	1,737,290	1,743,657	1,754,276

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	48,959	47,312	55,361	54,391	53,919	53,547	51,270	49,188	46,879	44,663	42,332	37,913
イ ち 基 準 内 繰 入 金	8,326	47,312	55,361	54,391	53,919	53,547	51,270	49,188	46,879	44,663	42,332	37,913
イ ち 基 準 外 繰 入 金	40,633											
資 本 的 収 支 分	51,644	48,096	43,939	47,698	46,899	54,696	60,222	67,254	74,944	81,659	88,062	85,627
イ ち 基 準 内 繰 入 金	2,933	3,903	4,645	5,447	6,251	7,075	7,900	8,726	9,553	10,002	10,430	11,230
イ ち 基 準 外 繰 入 金	48,711	44,193	39,294	42,251	40,648	47,621	52,322	58,528	65,391	71,657	77,632	74,397
合 計	100,603	95,408	99,300	102,089	100,818	108,243	111,492	116,442	121,823	126,322	130,394	123,540

② 収支計画のうち財源についての説明

○下水道使用料

当町の使用料については、供用開始が平成18年度からということと、アクションプランによる今後10年間での整備予定エリアを概成する計画から使用者数は年々伸びていくものと推計する。

特に、平成32年度からは、アクションプランに基づくエリアの整備を前年より着工することから接続数の大幅な増加を見込んでいる。

また、料金の見直しについては、現時点においては、供用開始から期間が短い状況であり、接続世帯も少ないことから、既接続世帯への負担増となり、公平性に欠けることから、当面行わないこととするが、今後は、経済情勢の推移や町民生活への影響に配慮しながら上水道料金と併せて検討していくこととする。

○企業債

当町の下水道事業は平成4年度から事業開始しており、過去の借入れについては平成35年度より順次償還が終了していくが、当分の間は起債残高は約1,400百万から1,700百万へ増えていく状況にある。

また、当分の間は資本費平準化債や特別措置分の借り入れをし、償還財源の一部として充当していくものとする。

○一般会計繰入金

下水道事業の歳入の主なもの、使用料収入・起債借入・国庫補助金（交付金）であるが、現在の当町の状況ではそれら等で賄いきれず一般会計からの繰入金をもってバランスしているのが現状であり、工事費等の増から約100百万から130百万へ年々増加していくものと推計される。

今計画期間においては、工事費等の増加により一般会計からの繰入金が増加してしまうが、繰入金が増加することは一般会計を圧迫することになり、また、企業会計の基本原則からすると好ましいものではなく、更なる下水道への接続促進のため、接続に結びつくような様々な施策を検討展開し、繰入金の削減に一層努める。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

経費については、ポンプ場における光熱水費、通信運搬費、維持管理業務委託等となっている。

取組みについては維持管理業務委託の長期委託契約による節減、また、下水道使用料の収納方法を水道料金と併せ、徴収事務についても水道係に委託することにより経費の削減等を行っている。

既存設備に関しては古くは平成4年度から使用しているものもあり、今後、迎える設備の更新や大規模修繕に備えた維持管理計画を策定し、より効率的に運用し、経費の抑制・削減を図っていく。

・委託費に関しては、維持管理業務について長期委託での契約や、同業務を総務課による一括入札をすることで経費の削減を図る。

・職員給与費については、現在策定中のアクションプランに基づく事業量増に対応するため平成30年度から技術職員1名の増員を見込み算出。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	当町は隣町の処理施設で汚水処理を委託していることから、広域化や共同化による経費面の削減等の効果の発現について検討していく。
投資の平準化に関する事項	なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>整備率が低いことから早急に下水道料金を改定することは、公平性の観点から困難である。今後の整備等の進捗状況により、全体的な料金改定や増増制料金の設定、水質による料金設定等も視野に入れ検討していく。 今後も整備を進め処理区域を拡大し、有収水量は増加するものと見込まれますが、町全体の人口減少、節水型機器の普及、単身高齢世帯の増加により伸びの傾斜は低いものと思われまます。このようなことから現行の使用料体系の在り方についても検討していく必要があると考えます。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>今後も本町の下水道施設(資産)は、ポンプ場及び管渠のみであるため活用は見いだせない。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>なし</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>なし</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>なし</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>なし</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>なし</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>なし</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>なし</p>
<p>その他の取組</p>	<p>なし</p>

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>本計画の実施状況を適宜評価・検証を行い、今回策定した計画期間の中間時点である平成33年度に見直しを行うとともに、この経営戦略と実績との乖離が著しい場合や、計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合に見直しを行う。また、現段階で把握できていない項目についても、この計画に基づく事業の実施により計画の精度を高める。なお、今後、定期的な進捗管理が行えるよう、チェック体制についても検討する。 これまでも普及啓発については、施設見学会の開催や、町のホームページ等を利用して下水道利用者へ適宜情報を提供してきたが、今後も、本戦略、整備計画、アクションプラン等の進捗の状況や内容の見直し、事業計画の事前・中間・事後評価等について町民に情報提供をしていく。</p>
----------------------------	---